定期積金

（2026 年 9 月 1 日現在）

1．商品名（愛称）	定期積金（スーパー積金） ※2026 年 9 月 1 日以降に新規でお預入いただく方
2．ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3．期間	１年、２年、３年、４年、５年
4．お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	 契約時に定めた毎月の払込日に、一定額を払込みいただきます（原則、自動振替扱い）。 1,000 円以上 1,000 円
5．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・窓口での解約手続きと、自動解約処理の方法を選択できます。 ・【自動解約処理】 給付契約金（税引後）を満期日に自動解約して指定口座へ入金する方法 ※定期積金契約店舗の契約者名義口座のみとなります。
6．利息 (1) 適用利率 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	 固定金利 ご契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7．税金	個人のお客さま…20%（国税 15%、地方税 5%） （ただしマル優ご利用の場合は除きます） 法人のお客さま…15%（国税 15%） ※　2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8．手数料	――
9．付加できる特約事項	・個人のお客さまは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期積金の約定利率に 0.70%を上乗せした利率）。
10．中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率（小数点第３位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ・約定年利回り×60%または解約日における普通預金利率のいずれか低い方
11．金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。

次頁へ続きます

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（１年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） 【自動解約処理をご希望の場合】 ・払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を指定口座へ入金します。 ・満期日の前日までに掛金の払込みが完了しなかった場合等により自動解約が不能となった場合は、窓口にて払戻し手続きをしていただきます。 ・自動解約処理から窓口で解約処理をする方法に変更することはできません。 ・窓口で解約処理をする方法から自動解約処理へ変更を希望される場合は、当金庫所定の書面に届出印により記名押印して提出していただきます。